

都道府県 J-VER プログラム認証に係る約款

(約款適用となるプログラム運営主体の範囲)

第 1 条 本約款は、オフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会により定められた「都道府県 J-VER プログラム認証基準」に基づき都道府県 J-VER プログラム認証を受けた者 (以下、「プログラム運営主体」という。) に対して適用され、プログラム運営主体は本約款を遵守する義務を持つ。なお、本約款において特に定義されていない用語は、オフセット・クレジット (J-VER) 制度利用約款及びその他の基本文書において定義された意味を有する。

(プログラム運営主体の義務)

第 2 条 プログラム運営主体は、オフセット・クレジット (J-VER) 制度実施規則 (プログラム認証に係る規定に限る) を遵守する。

2 プログラム運営主体は、制度管理者である環境省の指示に応じて、当該プログラム運営主体が運営する温室効果ガス排出削減・吸収量に関する認証制度 (以下、「プログラム」という。) に係る情報を制度管理者に対して提供する。

3 プログラム運営主体は、オフセット・クレジット (J-VER) 制度実施規則及びその他の基本文書と実質的に同内容の基準に従い、かつ、都道府県 J-VER プログラム認証基準に従いプログラムを運営する。

4 プログラム運営主体は、プログラムを運営するにあたり、オフセット・クレジット (J-VER) 制度利用約款及び当該約款において定義される基本文書と実質的に同内容の制度文書を整備し、かつ、制度利用者との間で権利義務関係を明確化する。なお、制度利用者とは、プログラムに基づきプロジェクトの申請を行う者、プログラムに基づき発行された排出削減又は吸収クレジット (以下、「排出削減・吸収クレジット」という。) を取得する者又はその他プログラムに対して関係を持つ者を総称している。

5 プログラム運営主体は、排出削減・吸収クレジットがオフセット・クレジット (J-VER) 等登録簿システム (以下、「J-VER 登録簿」という) において管理されるにあたり、制度利用者 (プログラム) がオフセット・クレジット (J-VER) 等登録簿システム利用規程を遵守するための措置を講ずる。

6 プログラム運営主体は、排出削減・吸収クレジットが J-VER 登録簿以外のシステム等において管理されている場合、排出削減・吸収クレジットが J-VER 登録簿に発行されるに際して、当該 J-VER 登録簿以外のシステム等で管理される排出削減・吸収クレジットを無効化する。

7 プログラム運営主体は、J-VER 登録簿において管理される排出削減・吸収クレジットについて、当該プログラム運営者の名称等を冠して呼称すること等により、当該排出削減・吸収クレジットがオフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会が発行するオフセッ

ト・クレジット（J-VER）と同一であるとの誤解を招くことを回避するための措置を講じる。

（プログラム認証における違約事象）

第 3 条 本約款においては、第 2 条の各項に定めるプログラム運営者の義務が履行されないことを違約事象とする。

（違約時の措置）

第 4 条 前条に掲げる違約事象が生じた場合には、制度管理者は、当該プログラム運営者が運営するプログラムの全部又は一部（違約事象が生じたプログラムを含むがこれに限られない。）について、プログラム認証の取消をただちに行うことができる。この場合、制度管理者は、J-VER 登録簿において管理する当該取消の対象となったプログラムに基づく排出削減・吸収クレジットを無効化することとする。

（制度の変更に係る通知）

第 5 条 制度管理者は、基本文書に変更等があった場合には、プログラム運営主体に対して遅滞なくその旨を通知することとする。基本文書に変更があった場合であっても、プログラム運営主体は変更後の基本文書に従って第 2 条の義務を遵守する。

（免責事項）

第 6 条 プログラム運営主体が運営するプログラムにおいて排出削減・吸収クレジットの認証等に係る瑕疵があった場合、プログラム運営主体が第 2 条の義務を遵守しなかった場合又は第 4 条に基づくプログラム認証の取消に伴い、何らかの経済的・社会的問題等が発生した場合には、全てプログラム運営主体の責任で対処しなければならないこととし、プログラム運営主体は、環境省、オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会及び気候変動対策認証センターに対して一切の責任分担を求めないものとする。

（期間）

第 7 条 本約款の有効期間は、プログラム認証の期間と同一とする。但し、期間経過後といえども、プログラム運営主体は本約款に基づいて既に発生した責任を免れる訳ではない。